



【通所介護】

**中重度者ケア体制加算
算定のガイドブック**

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 中重度者ケア体制加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 中重度者ケア体制加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 中重度者ケア体制加算の算定要件・・・・・・・・・・ 6～8
- 中重度者ケア体制加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・ 9～10
- 中重度者ケア体制加算の留意点・・・・・・・・・・ 11
- 中重度者ケア体制加算のQ&A・・・・・・・・・・ 12～22

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。
うございます。

本資料は、中重度者ケア体制加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。



中重度者ケア体制加算とは？

中重度者ケア体制加算とは、中重度（要介護度3以上）の利用者を積極的に受け入れる体制を整えている事業所を評価する加算として、平成27年度の介護報酬改定にて新設されました。

厚生労働省の介護給付費実態統計によると、平成31年3月サービス提供分の中重度者ケア体制加算の事業所ベースの算定率は、通所介護が『18.8%』、地域密着型通所介護が『2.6%』となっています。

デイサービスでは、要介護度によって基本報酬が設定されているため、中重度の利用者を多く受け入れ、平均要介護度が上がることは収入の増加に繋がります。しかし、中重度の利用者が増えることは、スタッフの業務量や業務負担が増えることに繋がり、経営者として増員を検討する機会が来ると考えられます。

そのタイミングに向けて、中重度者ケア体制加算の単位数や人員配置などの算定要件などをしっかりと把握しておきましょう。

中重度者ケア体制加算の単位数

加算の種類	単位数
中重度者ケア体制加算	45単位/日

【参考】

中重度者ケア体制加算は、人員基準に定められる人数以上の配置が求められるため、収入と人件費を比較することが大切です。

- 1日の利用者が12名、22日営業日の場合の収入増加額
 $45 \text{ 単位} \times 12 \text{ 名} \times 22 \text{ 日} \times 10 \text{ 円} = 1 \text{ 月あたり } 118,800 \text{ 円}$
- 1日の利用者が30名、22日営業日の場合の収入増加額
 $45 \text{ 単位} \times 30 \text{ 名} \times 22 \text{ 日} \times 10 \text{ 円} = 1 \text{ 月あたり } 297,000 \text{ 円}$

中重度者ケア体制加算の算定要件

- 人員基準に規定される看護職員または介護職員の配置に加えて、看護職員または介護職員を常勤換算方法で『2』以上配置していること。
- 前年度または算定日が属する月の前3カ月の利用者総数のうち要介護3・4・5の利用者が『30%』以上の割合を占めていること。
- サービス提供時間を通じて、他の職務を兼務していない専従の看護職員を1名以上配置していること。
- 中重度の利用者に対して、社会性の維持を図り、在宅生活の継続に必要なケアを計画的に実施するプログラムを作成していること。

中重度者ケア体制加算の算定要件

人員基準に定められる看護職員・介護職員とは？

- 看護職員は、専ら通所介護の提供に当たる看護職員を『1以上』配置する。
- 介護職員は、サービスを提供している時間帯に、介護職員が勤務している時間数の合計を、サービスを提供している時間数で除した数が、利用者15人までは『1以上』、利用者が15人を超える場合は『15人を超える部分の数を5で除した数に1を加えた数以上』配置する。

常勤換算方法とは？

常勤換算方法による職員数の算定方法は以下のようになっています。

$$\frac{\text{1月（暦月）の看護・介護職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員の勤務すべき時間数}}$$

※勤務延時間数には、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護・介護職員の勤務時間は含めません。

※小数点第2位以下を切り捨てします。

中重度者ケア体制加算の算定要件

中重度の利用者の占める割合の計算方法

中重度の利用者の割合の算定方法は、以下のようになっています。

$$\frac{\text{1月当たりの中重度（3・4・5）の利用者数の平均}}{\text{1月当たりの利用者の総数の平均}}$$

算定に使用する利用者の総数（要支援者を含まない）と中重度（3・4・5）の利用者数は、以下のいずれかの期間・人数を数える方法から選択します。

- ①前年度（3月を除く）の**利用実人員数**
- ②前年度（3月を除く）の**利用延人員数**
- ③届出日の属する月の前3ヵ月の**利用実人員数**
- ④届出日の属する月の前3ヵ月の**利用延人員数**

中重度者ケア体制加算を算定するまでの流れ

中重度（3・4・5）の利用者の割合を満たす。

- 人員基準に定められる人員に加え、常勤換算方法で2以上の看護・介護職員を配置する。
- サービス提供時間を通じて専従の看護職員を1名配置する。

所轄官庁へ届出を行う。

中重度者ケア体制加算を算定する。

社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを実施するためのプログラムを提供する。

職員の配置と中重度の利用者の割合（前3ヵ月の実績の場合）を毎月確認し、記録する。

中重度者ケア体制加算を算定するまでの流れ

所轄官庁への届出

加算を算定開始する際、所轄官庁へ『**加算を算定する月の前月15日まで**』に、以下のような書類を届け出る必要があります。

【提出書類】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 中重度者ケア体制加算に関する届出書
- 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 看護職員の資格証

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

(加算様式6-4) **中重度者ケア体制加算に関する届出書**

I 算定要件を確認してください。

算定要件	①人員基準における看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保されている。	はい・いいえ
	②前年度(3月を除く)または算定日が属する月の前3月の実利用者数または延べ利用者数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の者の占める割合(1月当たりの実績の平均により算出したもの)が30%以上である。	はい・いいえ
	③指定通所介護を行う時間帯を通じて、専従の看護職員(他の職務との兼務不可)を1名以上配置(他の職務との兼務不可)さ	はい・いいえ

II 算定要件②を確認するため、以下に沿って中重度の要介護者の割合を記載してください。

- 前年度実績が6か月以上ある事業所は、アまたはイのいずれかにより計算してください。
- 前年度実績が6か月未満の事業所は、イにより計算してください(アによる届出はできません)。

ア 前年度の実績の平均

前年度(3月を除く)の1か月あたりの実績の平均については、**利用者人員数又は利用延人員数**により算出すること。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)	要介護3、要介護4又は 要介護5の利用者数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計		

実績月数

[B] / [A]
(≥30%)

1月当たりの平均	[A]	[B]
----------	-----	-----

イ 前3月の実績の平均

算定日の属する月の前3か月の1か月あたりの実績の平均については、**利用者人員数又は利用延人員数**により算出すること。

※イにより算出する場合は、直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。

※所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行い、当該加算を取り下げること。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)	要介護3、要介護4又は 要介護5の利用者数
月		
月		
月		
合計		

[B] / [A]
(≥30%)

1月当たりの平均	[A]	[B]
----------	-----	-----

中重度者ケア体制加算の留意点

- 中重度者ケア体制加算の算定要件にある看護職員の配置では、看護職員が他の職務を兼務することは認められていません。
- 算定要件のうち、「利用者の総数のうち、中重度（3・4・5）の利用者が占める割合」の計算において、前年度の実績が6ヵ月未満の事業所は、前年度の実績による割合の計算が認められていません。
- 算定要件のうち、「利用者の総数のうち、中重度（3・4・5）の利用者が占める割合」の計算において、届出日の属する月の前3月の1月あたりの実績の平均により算定要件を満たしている場合は、届出を行った月以降も毎月継続的に所定の割合を維持しなくてはなりません。
- 共生型通所介護を提供している場合、中重度者ケア体制加算を算定できません。
- 中重度者ケア体制加算と認知症加算の算定要件を両方とも満たしている場合は、中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定することができます。

中重度者ケア体制加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問59

Q.

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。

A.

中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、

a通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

b指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあつては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定要件や個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。

bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問25

Q.

指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

A.

例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。（本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。）

①指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

（例：月曜日の場合）

確保すべき勤務時間数＝（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数＝11.2時間

②指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数

（例：月曜日の場合）

指定基準に加えて確保された勤務時間数＝（8＋7＋8）－11.2＝11.8時間

以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、84時間÷40時間＝2.1となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	18人	17人	19人	20人	15人	16人	105人
必要時間数	11.2時間	9.8時間	12.6時間	14時間	7時間	8.4時間	63時間
職員A	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	0時間	40時間
職員B	0時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	40時間
職員C	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	0時間	35時間
職員D	8時間	8時間	0時間	0時間	8時間	8時間	32時間
計	23時間	31時間	23時間	23時間	31時間	16時間	147時間
加配時間数	11.8時間	21.2時間	10.4時間	9時間	24時間	7.6時間	84時間

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問26

Q.

指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。

A.

中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問27

Q.

認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の計算方法は、届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均が要件を満たせば、例えば、4月15日以前に届出がなされた場合には、5月から加算の算定が可能か。

A.

前3月の実績により届出を行う場合においては可能である。なお、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者割合については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問28

Q.

指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。

A.

事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問29

Q.

認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されていれば、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。

A.

サービスの提供時間を通じて1名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問31

Q. 認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合における具体的な計算方法如何。

A. 認知症加算、中重度者ケア体制加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護3以上の割合については、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとされているが、例えば、以下の例のような場合であって、中重度者ケア体制加算の要介護3以上の割合を計算する場合、前3月の平均は次のように計算する。
(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前年度の平均計算についても同様に行う。)

①利用実人員数による計算（要支援者を除く）
 ・利用者の総数＝9人（1月）＋9人（2月）＋9人（3月）＝27人
 ・要介護3以上の数＝4人（1月）＋4人（2月）＋4人（3月）＝12人
 したがって、割合は $12人 \div 27人 \approx 44.4\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\geq 30\%$

②利用延人員数による計算（要支援者を除く）
 ・利用者の総数＝82人（1月）＋81人（2月）＋88人（3月）＝251人
 ・要介護3以上の数＝46人（1月）＋50人（2月）＋52人（3月）＝148人
 したがって、割合は $148人 \div 251人 \approx 58.9\%$ （小数点第二位以下切り捨て） $\geq 30\%$

上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。
 なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度に変更になった場合は月末の要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算する。

	要介護度	利用実績		
		1月	2月	3月
利用者①	要介護1	7回	4回	7回
利用者②	要介護2	7回	6回	8回
利用者③	要介護1	6回	6回	7回
利用者④	要介護3	12回	13回	13回
利用者⑤	要支援2	8回	8回	8回
利用者⑥	要介護3	10回	11回	12回
利用者⑦	要介護1	8回	7回	7回
利用者⑧	要介護3	11回	13回	13回
利用者⑨	要介護4	13回	13回	14回
利用者⑩	要介護2	8回	8回	7回
要介護3以上合計		46回	50回	52回
合計（要支援者を除く）		82回	81回	88回

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問37

Q.

加算算定の要件である通所介護を行う時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には含めることができないということでしょうか。

A.

提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。
なお、加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問38

Q.
重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムとはどのようなものか。

A.
今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行う必要がある。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問39

Q.

通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置とあるが、指定基準の他に配置する必要があるのか。

A.

当該事業所に配置している看護職員が現在、専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置している場合には、新たに配置する必要はない。

中重度者ケア体制加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A 平成27年4月1日 問106

Q.

中重度者ケア体制加算において、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、看護職員を1以上確保していることとあるが、2名の専従看護職員が両名とも体調不良等で欠勤し一日でも不在になった場合、利用者全員について算定できるか。

A.

時間帯を通じて看護職員を1以上確保していることが必要である。